

# 長井市部活動地域展開ガイドライン

(地域社会で子どもを育てるスポーツ・文化芸術活動環境づくり指針)

令和 7 年 11 月策定  
長井市教育委員会

# 【 目 次 】

## 1 部活動の地域展開方針

(1) 現状と背景	1
(2) 基本目標	2
(3) 基本方針	3

## 2 地域クラブ活動の指針

(1) 地域クラブ活動の管理・運営体制	4
(2) 指導者の確保と適切な指導による活動の実施	6
(3) 学校との連携	6
(4) 施設等の利用	6
(5) 大会等への参加	6
(6) 活動にかかる経費等	7

## 3 地域クラブ活動支援体制整備

(1) 推進協議会の設置	7
(2) 本ガイドラインの見直し	7
(3) 行政等による支援体制	7

## 1 部活動の地域展開方針

### (1) 現状と課題及び今後の方向性

#### ①ガイドライン策定の趣旨

- ・少子化が進み、これまで実施してきた部活動の維持が困難になっています。このような中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を充実させていくことが必要です。
- ・地域全体でスポーツ・文化芸術活動に取り組んでいくための方針や活動の概要を明文化し、関係者の共通理解を深めるために本ガイドラインを策定するものです。

#### ②少子化の進行と教員の働き方改革

- ・長井市では、平成17年度から令和7年度までの20年間で中学生の数は931名から618名へと313名減（33.6%減）と大きく減少しています。
- ・生徒数は、今後10年間で400名以下になると予測されます。生徒数の減少は、クラス数や教員数の減少も伴うため、部活動の種類や活動量の維持は困難な状況となることが見込まれています。
- ・部活動指導を一因とする中学校教員の超過勤務の時間の長さが社会的にも問題視されています。長井においても同様であり、教員の健康増進や子供たちに向き合う時間の確保が必要です。

#### ◆長井市の中学校の生徒数

（単位：名）

	H17(2005)	R7(2025)	R17(2035)
長井南中	499	361	225
長井北中	432	257	172
合 計 (減少率)	931	618 20年 (▲33.6%)	397 10年 (▲35.8%)

※R7までは実績値。R17は現在の児童数、出生数に基づく見込値。

#### ③改革の方向性

- ・国は、学校単位で行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支えることで、中学生の豊かで幅広い活動機会を保障するため、部活動改革を推進しています。
- ・改革実行期間（前期：令和8～10年度、後期：令和11～13年度）に全ての学校部活動の休日の地域展開の実現を目指し、平日も課題への対応策等を検証したうえで更なる改革を推進することが示されています。
- ・長井市においては、このような国の部活動改革の方向性を踏まえて中学生の活動環境整備に取り組んでいます。令和8年度から休日の部活動を実施せず、地域クラブ活動を展開していくことにより、子供たち自身が自らの希望や関心に従い、主体的に判断し、活動する力を身に付ける機会を創出していくきます。

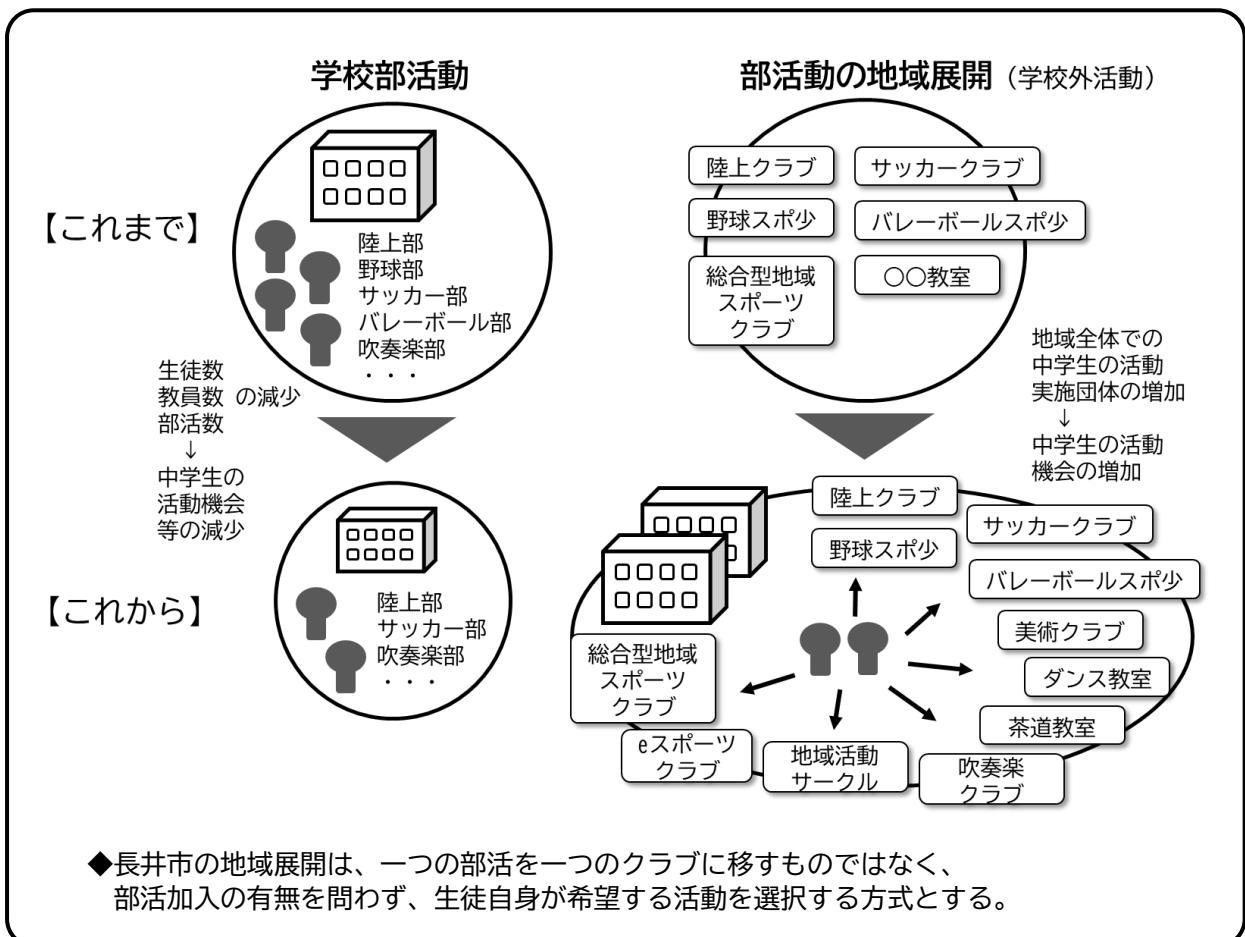
## (2) 基本目標

市内の中学生が、多様なスポーツ・文化芸術活動に親しめるようにするために、子供たち自身の希望が実現できる持続可能な環境を整備します。

長井市における地域展開は、部活動を地域に移すものではなく、学校・地域・関係団体等が連携し、地域社会全体で子供たちの豊かな活動を保障するために実施するものです。

子供をまんなかに、より良いスポーツ・文化芸術の活動に取り組むことができる環境を創っていくことを目指していきます。

### ■長井市における地域展開のイメージ



### (3) 基本方針

#### ①休日の活動

- ・令和8年度から、休日の部活動を終了します。
- ・休日は、生徒や保護者の判断により、次のような活動を各自で行います。

- i 地域クラブで活動する
- ii その他のクラブ等で活動する
- iii 学習、趣味、地域活動等の活動をする

※休日の活動は、部活動の延長ではありません。自主的な活動となるため、必ず地域クラブ等に参加しなければならないということではありません。

#### ②休日の部活動の終了時期

- ・運動部、文化部ともに、令和8年度の中學3年生の活動が終了した時点から順次、休日の部活動を終了します。

#### ③平日の部活動

- ・平日は学校管理下の活動として、部活動を継続していきます。
- ・ただし、令和6年度から任意加入制を導入しているため、必ず参加すべきものではありません。

### ◆部活動の地域展開で期待される効果

#### (1) 生徒

- ・生徒自身の希望する活動に取り組むことができる。
- ・より専門的な指導を受けることで、自らの可能性に挑戦できる。
- ・多様な年齢、地域の人との関わりを通して豊かな人間性を獲得できる。

#### (2) 学校

- ・教員の超過勤務が減少し、健康増進が図られる。
- ・教員の授業準備時間や研修時間が確保できる。
- ・生徒に向き合う時間が確保でき、学力向上等に寄与できる。

#### (3) 地域

- ・スポーツ・文化芸術活動を通して多世代の人のつながりが強くなる。
- ・様々な団体に子供が参加する契機となり、活動の活性化に寄与できる。
- ・持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境が整備できる。

### ◆部活動の地域展開で生じる課題

#### (1) 大会参加等の変化

- ・地域クラブに参加しない場合、休日の大会や練習試合等の機会がなくなり、生徒のモチベーションが低下することが懸念される。

#### (2) 保護者負担の増加

- ・地域クラブへの参加や移動手段等に関わり、保護者の負担が増加することが懸念される。

## 2 地域クラブ活動の指針

### （1）地域クラブ活動の管理・運営体制

#### ①運営主体

- i 地域クラブ活動は、長井市内において中学生が参加可能なスポーツ、文化、芸術、地域活動等を実施する団体が運営するものです。
- ii 当該団体は、あらかじめ長井市教育委員会に地域クラブ活動に関する関係書類等を提出することにより、地域クラブ活動の運営主体（＝地域クラブ）として登録されます。本登録は、1年毎更新することとします。
- iii 地域クラブは、スポーツ団体ガバナンスコード（スポーツ庁）及び本ガイドラインの内容に則り、活動を実施します。

#### ②活動日・活動時間

- i 地域クラブ活動の活動日は、休日（土・日・祝日）を基本とします。ただし、平日放課後も活動可能な地域クラブは、平日も活動します。
- ii 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度を原則とします。活動時間の設定に当たっては、参加生徒の健康に留意した上で、生徒・保護者の意見等も踏まえて決定していくことが必要です。

#### ③活動場所

- i 地域クラブ活動の場所は、市内小中学校の体育館、市内体育施設、文化施設、コミュニティ施設等とします。なお、地域クラブが自ら管理する施設を持つ場合は、当該施設が活動場所となります。
- ii 活動場所への移動は、各自で行うものとします。

#### ④活動時の安全管理等

- i 地域クラブは、参加生徒の健康面への配慮、熱中症等の予防、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶に向けた取り組みを徹底することとします。
- ii 地域クラブは、指導者や参加生徒に対して、活動中の怪我等に備えスポーツ安全保険等の保険に加入するものとします。
- iii 地域クラブ活動は、地域クラブの管理下で行われる活動です。生徒の安全な活動のため、指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、管理責任の範囲を指導者と保護者が確認していくことが必要です。

#### ⑤休養日

- i 学校の学期中は、週当たり2日以上（平日1日以上、休日1日以上）を休養日とします。
- ii 休日のみ活動する場合において、休養日を設けることができない場合は、休養日を他の休日に振り替えます。または、当該生徒が平日の部活動にも参加している場合は、平日に休養日を設けるものとします。
- iii 休養日の設定に当たっては、学校や地域行事等を考慮し、定期試験前後の一定期間に休養日を設けるなどの対応を行います。
- IV 学校の長期休業中は、学期中に準じて休養日を設けるものとします。
- V 上記の他、参加生徒の健康状況に常に留意し、必要に応じて個々に休養日を設けることに努めるものとします。

■令和8年度からの活動のイメージ

	平日	休日
	学校部活動 (学校教育活動：運動・文化)	地域クラブ活動 (社会教育活動：スポーツ・文化芸術・地域)
活動 (休養日)	平日の学校部活動 (1日以上は休養日)	1日又は2日 (1日以上の休養日が設定できない場合は、別日に設ける)
運営	学校	地域クラブ
指導者	教員・部活動指導員	地域の指導者
保険	学校の保険 (日本スポーツ振興センター)	スポーツ安全保険など 一般の保険
活動場所	学校施設	学校施設、社会教育施設(体育施設、文化施設、コミュニティ施設等)

■令和8年度からの活動日と休養日のイメージ

	月	火	水	木	金	土	日
部活動のみ (休日なし)	休養日	学校	学校	学校	学校	休養日	休養日
部活動 + 地域クラブ活動	休養日	学校	学校	学校	学校	クラブ	休養日
地域クラブ活動 のみ	休養日	クラブ	休養日	クラブ	クラブ	クラブ	クラブ

## (2) 指導者の確保と適切な指導による活動の実施

### ①指導者の確保・要件等

- i 地域クラブは、指導者の確保に努めるものとし、市及び教育委員会は広報等により指導者の確保を支援します。
- ii 指導者は、関係団体が主催する研修会等に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、生徒の健康管理等に配慮できる知識の習得に努めるものとします。
- iii 市及び教育委員会は、公益財団法人日本スポーツ協会をはじめとした団体等が主催する資格取得制度や研修会情報を地域クラブに広く周知します。
- IV 市立学校の教職員も兼職兼業の許可を受けることにより指導者となることができます。教育委員会は、希望する教職員から許可申請があった場合、勤務校における業務への影響の有無、健康状態などを踏まえて検討し、許可します。
- V 市及び教育委員会並びに地域クラブは、指導者による暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶します。

### (3) 学校との連携 (生徒の活動情報などの共有)

- i 地域全体で生徒の望ましい成長を促していくため、地域クラブと学校の間で情報共有を行い、活動方針、活動計画等の共通理解を図ります。
- ii 教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知するなど、生徒自身が興味関心に応じて活動が選択できるようにします。

### (4) 施設等の利用 (学校施設の減免 等)

- i 地域クラブ活動が円滑に実施できるようにするため、教育委員会は、休日の学校施設の利用への配慮及び使用料の減免を行うものとします。
- ii 市は、体育施設及びコミュニティ施設の地域クラブの利用について、一般利用に配慮しつつ、定期的な利用等への対応を行うものとします。
- iii 地域クラブは、各施設の利用に際して利用条件を遵守し、適切に利用するものとします。

### (5) 大会等への参加 (中体連参加 等)

- i 地域クラブが中学校体育連盟及び中学校文化連盟（以下、中体連等という）主催大会に出場しようとする際には、教育委員会がその参加を支援し、必要な情報の提供等に取り組みます。
- ii 中体連等の県大会以上に参加する場合、教育委員会は中学校が中体連大会に参加する際の支援策（大会参加費補助金）に準じる内容で、地域クラブの参加費用の一部を支援します。
- iii 地域クラブが遠征や合宿を行う場合については、中学生の心身の状況に配慮し、過度な経済的負担にならないように十分配慮するものとします。

## (6) 活動にかかる経費等

- i 地域クラブの活動に参加する場合に必要な費用については、保護者負担を原則とします。ただし、活動の維持や運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する必要があります。
- ii 保護者の経済的負担の軽減を図るため、可能な限り学校備品（部活動用備品）の一部共用等を行います。
- iii 教育委員会は、経済的に困窮する家庭における生徒の参加費用の負担軽減に資する取り組みについて、検討を進めます。

## 3 地域クラブ活動支援体制整備

### (1) 推進協議会の設置

- i 市及び教育委員会は、生徒のスポーツ・文化芸術環境の充実の観点から、地域の各団体との連携、保護者の理解と協力等を踏まえて、地域と学校が共に子供を育てるという視点に立ち、関係団体等とともに地域におけるスポーツ・文化芸術環境整備を進めます。
- ii より良い環境の構築に向けて、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方を協議する場として、「長井市スポーツ・文化芸術環境整備推進協議会」を設置します。

### (2) ガイドラインの見直し

- i 今後、地域クラブ活動の展開に際して生じる課題等に対応するため、必要に応じて本ガイドラインの見直しを実施していきます。

### (3) 行政等による支援体制

- i スポーツ・文化芸術環境の整備又は地域クラブ活動を支えるため、行政及び連携団体は下記の役割を担うものとします。

	部署名	主な役割
(社会教育部局)分野	健康スポーツ課 (スポーツ推進室)	・地域クラブ（スポーツ）の活動支援 ・社会体育施設の貸し出し（定期利用）
	観光文化交流課	・地域クラブ（文化芸術）の活動支援 ・文化施設の貸し出し（指定管理先対応含）
	地域づくり推進課 (生涯学習推進室)	・地域クラブ（青少年教育）の活動支援
連携団体	(一社)長井市スポーツ協会 (地域総合型スポーツクラブ)	・地域クラブ指導者育成支援（研修会等の実施） ・生徒向け体験イベント及び講習会等の実施
	(一社)長井市コミュニティ協議会	・各コミュニティセンターの貸し出し
(学校教育委員会)分野	教育総務課	・学校施設の貸し出し（臨時利用）
	学校教育課	・地域クラブ活動ガイドラインの策定、改訂 ・地域クラブの登録、活動内容等の周知 ・教員の兼業許可 ・地域クラブの中体連大会参加支援（補助金含）